鶴岡市立羽黒小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめはだれにでもどこでも起こりうるものであるという認識をもち、次の点について本校として基本的な考え方や体制をつくり、児童一人一人が安心して安全に生活していくことができるようにする。

- ◇ 児童がいじめの加害者や被害者にならない指導・支援(いのちの教育 心を育てる指導 道徳の充実)
- ◇ いじめが起きた場合の対応(早期発見、迅速・適切な対応と指導、再発防止)
- ◇ いじめ防止のネットワークの構築(未然防止 情報の共有 家庭・地域との連携)

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 いじめの定義及びいじめの熊様

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる物を含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

<いじめの態様>

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句
- イ 仲間はずれ、集団による無視
- ウ 身体的暴力
- エ 金品のたかり、盗難、破壊
- オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことの強要
- カ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめ防止についての基本姿勢

(1) 学校及び教職員の基本姿勢

- ①いじめはどの子どもにも起こりうるという認識をもち、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめが起こった場合には学校・家庭・地域・関係各機関と情報を共有し早期発見、早期対応・早期解決を心がける。
- ②いじめを絶対に許さない、いじめられている児童を守り抜く姿勢を貫き、組織を機能させ問題解決を図る。
- ③わかる・できる喜びのある授業改善や特色ある教育活動の充実、また地域に開かれた学校づくりを推進し、 学校・家庭・地域連携のもと児童が安心して生活できるように努める。
- ④児童会活動の充実を図り、児童同士がつながり合う喜びや一丸となってイベントをやり遂げる成就感を味 わわせ、互いに尊重し合う意識を育てる。

(2) 保護者の基本姿勢

- ①いじめは許されない行為であることや相手を尊重することが大切であること等考え方を学校と共有し、同一姿勢をもつ。
- ②だれにもいじめが起こりうることを認識し、いじめに加担しないよう教える。また、日頃からいじめ被害 等悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③いじめの発見やいじめにつながるような情報等を積極的に学校や関係機関に通報したり相談したりする。

(3) 児童の基本姿勢

- ①他者への思いやりや尊重を気持ちのベースにもち、かかわり合う喜びのある関係づくりを心がける。
- ②当事者に声をかけたり周りの大人に相談したりし、いじめに加担したりいじめを放置したりすることのないよう行動する。

3 いじめ問題等への組織的対応

(1)「羽黒小いじめ対策校内委員会」の設置

- ①「羽黒小いじめ対策校内委員会」メンバーは、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任(または教育相談担当)・該当学年担任とし、問題の把握、対応、解決に当たる。
- ②問題の対策にあたっては、事実確認を丁寧に正確に行い、問題の全容把握を的確に行った上で解決策の検討を行い、誤解や早合点等による二次的な問題の発生に配慮する。また、問題によっては保護者説明会等を開催する。
- ③問題対策の内容によっては、PTA・泉学園同窓会・学校評議員・民生児童委員・いずみの子をまもる会 等必要に応じて招集し、協力を得る。

4 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

・いじめに関する定期的な報告だけでなく、問題となるいじめ事案発生の場合は、鶴岡市教育委員会との 連携を密にし、報告・相談・検討・指導等を通して学校と鶴岡市教育委員会の考え方を同一にして、適 切かつ迅速な解決にあたる。

(2) 警察署、児童相談所等との連携

・いじめ問題で児童の生命や身体、財産に重大な被害を及ぼす場合は、警察署(「学校・警察連絡制度」 の活用・鶴岡警察署への通報)や児童相談所(指導・教育環境のネットワーク)、法務局等の関係機関 との連携していく。

(3) 学校相互、中学校ブロック内小中学校等との連携

・羽黒地域校長会・羽黒地域教頭会や生徒指導担当者会等で、各校間の情報交換を密にし小小連携や小中 連携の充実を図り、きめ細かな指導支援ができるようにする。

Ⅱ いじめ防止等の基本的な取り組み

1 未然防止の取り組み

(1) 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

- ①各学級において児童一人一人がかけがえのない存在であることを十分に意識し、児童が自他の存在を尊重 し合う学級経営を行う。
- ②QUテストの実施(年2回)を活用し、よりよい学級集団づくりをめざして実践するとともに活用についての研修も行う。
- ③定期的なアンケート調査(保護者向・児童向)の実施、ほっとタイム(個別教育相談)の実施、生活リズム表や日記、児童との会話等で、児童の実態把握を継続する。
- ④気になる児童については定例職員会議で話題にし、全教職員が児童の実態を共通理解し、支援の手立てを 確認する。学級担任の抱え込みではなく、教育活動全体を通して組織的に指導支援し、児童が安心して過 ごせる学校づくりを推進する。

(2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

- ①道徳の時間を中核にして、生命尊重や思いやりの気持ちを育て望ましい人間関係を育んでいこうとする道 徳的実践力を高める。
- ②全教職員で全校児童を育てるという考え方をもち、教育活動全体を通じて道徳教育の推進を図り、児童が 自他の存在を尊重し互いのよさを認め合える素地づくりを行う。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

- ①学校では、教科学習や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で「生命の尊重」「人間としての生き方」 についての指導を充実させる。
- ②家庭で児童が自尊感情を高めることができるよう、家族で温かいかかわりをつくるよう働きかける。
- ③地域においてさまざまな地域活動を通して児童が「人とかかわる喜び」「人のために役立つ喜び」を体験できるよう、健全な青少年育成の地域づくりの推進に協力する。

(4) 児童会の主体的な活動の推進

◇本校の児童会目標(令和4年度)

え→笑顔で、いつでも返事、あいさつをしよう!

が→学校みんなが仲間!助け合い、支え合おう!

お→同じ命を大切に自分の命は絶対守ろう!

を具現するために、児童会各委員会の日常活動で全校への意識啓蒙やイベントに向けて一丸となって活動 する一体感や成就感を通して、全校児童が心通い合う体験を積み重ねられるようにする。

(5) 教員等の資質能力の向上

- ①定例職員会議の際に事例や法規をもとにミニ研修を継続していく。研修を積み重ね、児童の人間関係の把握やいじめの兆し等の洞察力を高める。
- ②特別支援教育研修や実態把握を通して発達障がいの理解を深めることで、障がいをもっている児童・そうでない児童への適切な指導支援を行う。また日常的に教職員同士の児童理解のための情報交換を密にし、 互いに共通理解のもと日々の問題解決に当たる。

(6) PTA組織を生かした取り組みの推進

- ①本校PTA主催の「羽黒の子どもを語る会」を開催し、学校・家庭・地域での児童の実態を出し合い、健全育成に向けて話し合うとともに、3者の情報ネットワークを構築していく。
- ②毎週月曜日を「ノーゲームデー」、最終週の月曜日を「ノーメディアデー」に設定し、各学年PTAが工夫しながら取り組み、家族団らんや読書等家族が自分を高める時間をつくることを推奨する。
- ③「羽黒小安心メール」の登録を各家庭にお願いし、緊急連絡や情報配信がスピーディにできるように連絡 手段を整備しておく。

4 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめの実態

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷の書き込み、プライバシーに係る画像や動画の掲載、メールの送信等の方法による相手を間接的に傷つける行為である。

(2) インターネット上のいじめの特徴

- ①不特定多数の者から、繰り返しの誹謗中傷を受け、短期間でもきわめて深刻な被害を受ける。
- ②インターネットの匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者・加害者 になってしまう。
- ③インターネット上の個人情報・画像は、情報の加工が安易にできることから、被害の拡大が大きい。
- ④児童の利用状況について、利用内容の範囲(SNS、LINE、メール等)の把握が難しい。

(2) ネットいじめの未然防止

- ①児童が各家庭でインターネットをどんな目的で利用しているか、家庭での約束ごとはどうか等実態把握に 努める。
- ②学年に応じて、ネットトラブルやモラルについて教科や道徳の時間に指導し、正しい知識や理解を身につけさせる。
- ③ネットトラブルの実態や予防について研修会を開催する。PTA活動との連携を図る等し、大人も子ども もインターネットやメール等の情報モラルを学ぶ機会を積み重ね、ネットトラブルや犯罪についての予防 意識を高めていくように啓発する。特に、フィルタリング等のペアレンタルコントロールを行うよう保護 者の意識高揚を図っていく。
- ④鶴岡警察署や庄内教育事務所の青少年指導員等との関係を構築したり、地域への情報発信や収集、協力関係を育んだりして、未然防止、早期発見・対応の環境作りに努める。

5 早期発見の取り組み

(1) 早期発見のための基本的な考え方

◇学校がいじめの早期発見のためのアンテナを高くもつ。

- ・授業や学校生活全体の中での児童一人一人の気になる言動に敏感になる。児童が発するサインについて 家庭と連絡をとり合い、早めに対応できるようにする。逆に、保護者の気づきによる場合についても学 校が受け止め、早急に対応していくようにする。
- ・いじめに気がつきいじめている児童あるいはいじめられている児童について知らせた児童については、 いじめられている児童同様に教職員が徹底して守るという指導を行う。また、いじめを傍観しているこ とはいじめに加担しているのと同様であるという認識を児童にもたせ、見て見ぬふりをしない指導も徹 底する。
- ・いじめの実態調査(年3期の調査:学級担任が回答)を実施する。
- ・児童向け保護者向けのアンケート調査を定期的に行い、直接的な声を聞く。(県教育委員会が示している様式:6月・11月頃の調査)
- ・本校生徒指導部提案の「ほっとタイム」(教育相談的なアンケート)を実施する。
- ・教職員の目が届きにくい登下校中や地域での活動、スポ少等での児童の言動で気になったことが学校に届くような対応を心がける。情報を知らせてもらうことへの感謝や今後の協力をお願いし、情報ネットワークを広げていく。学校だより等での発信も大事にする。

(2) 早期発見のための具体的な組織的対応の推進

- ①「羽黒小いじめ対策校内委員会」を機能させ、組織的な対応や指導ができるようにする。
 - ・アンテナを高くし、いかに早い段階でいじめに気づけるかが大事であるが、気づいたならば複数の教職 員で確認し「羽黒小いじめ対策校内委員会」に報告・相談し、組織的な対応ができるようにする。
- ②日常的に家庭・地域との連携を構築し、適切な対応や指導ができるようにする。

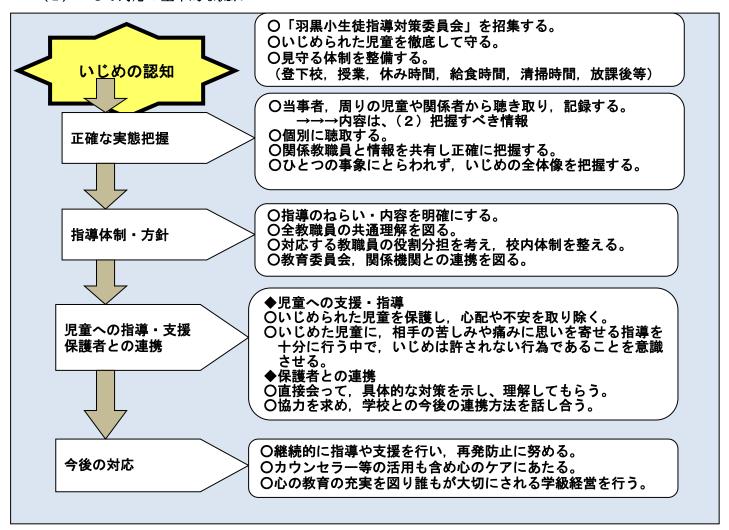
・家庭・地域について学校教育活動の発信や地域づくりへの協力等日常の連携を大事にし、学校に多くの情報が集まるようにする。また知らせてもらった情報に関して学校としての対応や指導を伝え、共通理解を図ったり協力してもらったりすることができるようにする。

③相談窓口の周知

- ・ 県教育委員会の教育相談・いじめ相談・来所相談・メール相談(いっしょに話そうよ)・カード配布
- ・鶴岡市教育委員会・教育相談センターの相談窓口の周知を図る。

3 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応



- ◆誰が誰をいじめているのか?【被害者と加害者の確認·人数等】
- **◆いつどこで起こったのか?【時間と場所の確認】**
- ◆どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたか?【態様と内容】
- ◆いじめのきっかけは何か?【背景と要因】
- ◆いつ頃から?どのくらい続いているのか?【期間】

正確な事実関係を迅速に把握するために、複数の教職員で連携して対応する。

要注意

児童の個人

情報はその

取扱に十分

注意!

(3) いじめと認知した場合の対応

- ①いじめられた児童及び保護者への対応
 - ・いじめられた児童の心のケアを第一に対応する。児童にとって安心できる教育環境の中で学校生活が送れるように徹底して守ることを伝え、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
 - ・必要な場合はスクールカウンセラー等専門家や外部関係者の協力を得る。
 - ・保護者については誠意をもって対応する。保護者の心情に寄り添い、指導不足等の状況によっては謝罪する。さらに正確な事実関係を説明し、今後の対応や指導を示し協力をお願いする。
- ②いじめた児童及び保護者への対応
 - ・いじめた児童については、いじめは決して許されない行為であることを理解させ、被害児童に謝罪させるとともに、未熟な人格からしっかりとした人格形成をめざして指導支援していくという考え方で指導する。
 - ・保護者に対しては正確な事実関係を説明し、今後の対応や指導を示し協力をお願いする。保護者を責め たり保護者が孤立感を持ったりしないように配慮し、学校と家庭がともに当該児童を育てていくという 考え方を示す。
- ③その他の児童集団への指導
 - ・いじめを煽ったり傍観したりしている児童については、いじめに加担したり助長させたりすることにつながり、いじめを行うのと同じく許されない行為であることを徹底的に指導する。謝罪することがいじめの解決ではなく、児童集団が互いに受容的な人間関係をつくり、安心して児童一人一人が生き生きと活動できる集団づくりが実現できるよう指導する。

Ⅲ 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、十分な調査等を 実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

(2) 対応組織

- ①いじめ事案が重大事態である場合は、市教育委員会と連携し当該事案に係る調査組織を編成する。
- ②調査組織のメンバーは、中立性が保持されるよう第三者である弁護士や精神科医、学識経験者、市教育 委員会が指名する者等とする。

(3) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会を通じて市長に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を設置する。
- ③事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- ④調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ⑥情報の共有及び提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

IV 教育相談体制と生徒指導体制の整備

1 教育相談体制と活動計画等

- ①運営にあたって
 - ・日常生活で児童とのふれあいを多くもち、児童理解に努める。
 - ・各学年ブロックや職員会議で情報を密にし、問題行動を未然に防ぐ。
 - ・問題が発生した場合、全職員共通方針のもと指導支援にあたる。
 - ・系統的な指導が必要な場合は、特別支援教育委員会で話し合う。
 - ・個々の情報については秘密厳守とし、資料の取り扱いには十分注意する。

②活動計画

- ・指導が必要な児童については、経過を観察し、状況に応じて職員会議等で様子や指導の方向性を伝え、 全職員共通理解のもとで指導にあたる。
- ・教育相談(ほっとタイム)期間を設定(年3回)し、一人一人の児童と個別に話し合い、思いを聴き取って児童理解を深める。
- ・不登校・いじめ・問題行動等については、特別支援教育委員会と連携を図り対応や指導にあたる。

2 生徒指導体制と活動計画等

①運営にあたって

- ・学校生活の様々な場面で児童の実態を適切に理解し、全職員が一丸となって指導にあたる。
- ・学校教育目標「自ら求め、学び、共に生きる子ども」の育成をめざして、生徒指導があらゆる教育課程の根幹にかかわるものであることを深く認識し、実践にあたる。
- ・基本的な生活習慣・行動様式及び判断力を身につけさせる。
- ・家庭、地域、諸団体との連絡・連携を深め、相互協力のもと指導支援にあたる。

②活動計画

月	求める児童の姿	主な取り組み事項
4	学校・学級のルールを身につける。	相手に伝わるさわやかなあいさつ
5 · 6	学年学級の和と友への温かな気持ちを育む。	Q一Uの実施 ほっとタイム
7 · 8	自分を律する生活と目標に挑戦する姿勢をつ	相手に伝わるさわやかなあいさつ
	くる。	羽黒の子どもを語る会
9 • 1 0	学校全体の和づくりと表現力の育成を図る。	ほっとタイム いずみカップ (行事)
1 1	学習と読書に集中して取り組む。	Q-Uの実施 登下校の安全
12 · 1	冬に負けない健康な体と規律ある生活リズム	ほっとタイム 風邪予防
	をつくる。	
2 · 3	1年の学習をまとめ、進級進学への意志を高め	自分たちの生活を見直そう 1年の成
	る。	長を確かめ合う 進級卒業への自覚

V 校内研修 (現職教育推進)

- ◇教職員の資質向上をめざし充実した研修を積み上げ、児童の指導に生かしていく。
- ◇学校研究関係・学力検査関係 (NRT 到達度テスト関連)・児童理解関係 (Q-Uの事前指導と活用 特別支援教育関係)・IT関係・地域理解関係 等々

VI 学校評価

- ◇下記の視点を学校評価に取り入れる。そしてPDCAサイクルを機能させ、取組状況や達成状況を評価、評価結果の確認・指導の改善に役立てる。
 - ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
 - ・日頃よりいじめの実態把握に努め、児童が発するサインを見逃さないようにしていじめの早期発見に努めているか。それらを学校体制として共有しているか。
 - ・いじめ防止基本方針や取り組みについて、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
 - ・いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。
- ◇いじめ防止基本方針の改善や見直しについては、方針に基づいて取り組み、その状況を学校評価だけでなく PTA、泉学園同窓会等本校関係組織からも評価してもらい、その結果を踏まえて検討する。

令和4年5月17日 一部改訂